

魚津市告示第77号

魚津市身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免取扱
要綱の一部改正について

魚津市身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免取扱要綱（平成
27年魚津市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第4条 (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 減免申請書に添付する書類は、自動車検査証等及び次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者の運転免許証(条例第69条第1項第1号アで規定する原動機付自転車のうち、長さ1.9メートル及び幅0.6メートル以下かつ最高速度が時速20キロメートル以下の特定小型原動機付自転車の場合は除く。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第6条－第8条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>第1条－第4条 (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 減免申請書に添付する書類は、自動車検査証等及び次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者の運転免許証</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第6条－第8条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。